とおりである。

平成 24 年 7 月 25 日日本公認会計士協会会長 山 崎 彰 三

日本税理士会連合会の「税理士制度に関する勉強会における論点整理メモ」について

- 1. 日本税理士会連合会が本年6月28日に発表した「税理士制度に関する勉強会における論点整理メモ」において、"公認会計士が税理士としての資質を有しているか疑問"等の意見が記載されていることについて、当協会会員から同論点整理メモを添付の上での問い合わせが多数寄せられている。
- 2. 執行部として同論点整理メモを検討したところ、例えば、公認会計士試験合格者が税理士 としての能力の検証を経ずに税理士業界に大挙して参入する可能性を主張するなど、その 記載意見には、公認会計士・公認会計士試験制度に対する正しい理解に欠ける部分が散 見される。
- 3. 租税法を含む公認会計士試験に合格した者が資格を取得するまでの間には、さらに実務補習、実務経験及び修了考査の各段階で、税務に関する教育研修を履修し、試験されていることは周知の事実であり、また、公認会計士は資格取得後においても、企業活動の多様化、複雑化、国際化に伴い税が今まで以上に経営判断の重要な要素となってきている中、税務に係る知識の習得に日々努めてきている。公認会計士が税理士となる資質は適宜確認されており、改めてその能力担保措置を考える必要性は全くない。
- 4. 税理士法制定の歴史的経緯をみても、税理士となる資格を有する者として、まず公認会計士及び弁護士にその適格性を認め、これに税理士試験合格者が加えられている。この税理士法第3条(税理士の資格)の立法趣旨は、様々な納税者の多様なニーズに的確に対応していくとの観点から我が国の税務行政を支える制度を規定しているものであり、現在でも十分に合理性があり、その改正はそもそも必然性が全くない。これらのことは昨年行った(税理士法改正提案に対する)反対署名においても主張している
- 5. 経済のグローバル化と企業活動の多様化、複雑化、国際化の中、高度な監査・会計業務へのニーズはより一層高まっている。一般税務業務のみならず、これら高度な監査・会計業務に含まれる税務業務(例えば、連結納税、国際税務や組織再編等)を提供してきているのは、公認会計士たる税理士である。当協会は、公認会計士がその資質及び特色を発揮して税務業務等を遂行できるよう、税務業務部会の活動を通じ、今までより以上に必要な情報の提供や研修機会の充実(納税者に対する税務支援等を含む。)を図ることとしている。また、税務業務は会計業務に含まれ、公認会計士の業務の一部であることに鑑み、実務補習及び修了考査の税務関連教育・試験における講師・試験委員等の多様化や、継続的専門研修制度における税務関連研修を今後一層強化する等の施策を検討している。